資料１

がん対策基本法の一部改正について

【改正の趣旨】

今回の改正は、法の成立から10年が経過し、その間に、がん医療のみならず、がん患者に係る就労・就学支援等の社会的問題等に対処していく必要が明らかになったことを踏まえ、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、福祉的支援・教育的支援も含む必要な支援を受けることができるようにすること等を基本理念に明記するとともに、事業主の責務について定めるほか、がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継続等に係る規定及びがんに関する教育の推進のための規定の新設等、基本的施策の拡充を図ることを主な内容とするものである。

がん対策基本法の一部を改正する法律　概要

1. 目的規定の改正（第1条）

目的規定に「がん対策において、がん患者（がん患者であった者を含む。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加

2. 基本理念の追加（第2条）

① がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること
② それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること
③ 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること
④ 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること
⑤ がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること

3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正（第5条、第6条）

①医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力
②国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力

4. 事業主の責務の新設（第8条）

がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力

5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正（第10条、第12条）

がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」（現行は5年）に改正

6. 基本的施策の拡充

（1）がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等（第13条）
（2）がんの早期発見の推進（第14条）
① がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
② がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力
（3）緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成（第15条）
（4）がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正（第17条）
① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
③ がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記
（5）がん登録等の取組の推進（第18条）
（6）研究の推進等に係る規定の改正（第19条）
① がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
② 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
③ がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記
（7）がん患者の雇用の継続等（第20条）
（8）がん患者における学習と治療との両立（第21条）
（9）民間団体の活動に対する支援（第22条）
（10）がんに関する教育の推進（第23条）
新設

7. 施行期日（附則）

公布の日（平成28年12月16日）

【参考】

岩手県がん対策推進条例の概要

【前　文】～ 条例制定の趣旨～

- がんは県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命と健康にとって重大な脅威となっている。
- これまで、がんの予防及び早期発見の推進とともに、県民が居住する地域にかかわらず質の高いがん医療を受けることができるよう、様々な施策が講じられてきたところであるが、依然として、がんの罹患者数及び死亡者数は多く、さらに、高齢化の進展とともに患者数の増加が見込まれている。
- がんによる死亡の減少やがん患者の生活の質の向上のためには、多岐にわたる分野の取組を総合的かつ計画的に実施していく必要がある。
- 県、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者並びにがん患者及びその家族その他の県民が一体となって、がん対策に一層取り組むため、この条例を制定する。

【第1条】～ 条例制定の目的 ～

基本理念、県、市町村及び関係者の責務等、施策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること。

【第2条】～ 定義 ～

本条例における保健医療従事者、教育関係者等の用語の定義を定めること。

【第3条】～ 基本理念 ～

- 県民自らが、がん対策の主体であるとの認識の下に、県民の視点に立ったがん対策が推進されること。
- 県、市町村、県民、保健医療従事者、事業者及び教育関係者の適切な役割分担の下に、これらの者が相互に連携し、及び協力してがん対策が推進されること。

【第４条～第９条】～ 関係者の責務・役割～

関係者	責務・役割の内容
県の責務	本県の特性及び地域の実情に応じたがん対策の推進に関する総合的な施策を策定し、実施すること。
市町村の役割	地域の特性に応じたがんの予防及び早期発見に関する施策を推進するよう努めること。
県民の責務	がんに関する知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めること。
保健医療従事者の責務	・ がんの予防及び早期発見への寄与並びにがん医療に関する専門的な知識及び技能の習得に努めること。 ・ がん患者及びその家族と共通の理解の下に、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めること。 ・ 県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力するよう努めること。
事業者の役割	・ 従業員ががんを予防し、又はがん検診を受けることができるよう職場環境の整備に努めること。 ・ 従業員ががんに罹患したときは働きながら、治療を受けられるなどの職場環境の整備に努めること。 ・ 県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力するよう努めること。
教育関係者の役割	・ 児童及び生徒等ががんに関する理解を深めるための教育の推進に努めること。 ・ 県及び市町村が実施するがん対策の推進に関する施策に協力するよう努めること。

【第10条～第26条】～ 基本的施策～

- **がんの予防の推進**
- **がんの早期発見の推進**
- **医療従事者の育成及び確保**
- **がん医療の充実**
- **緩和ケアの充実**
- **居宅等におけるがん医療の推進**
- **がん患者等の生活の質の維持向上**
- **がん医療等に関する情報の収集、提供等**
- **がん登録の推進**
- **がん患者等への相談支援体制の充実等**
- **女性に特有のがんに係る対策の推進**
- **小児がんに係る対策の推進**
- **がんに関する教育の推進**
- **就労の支援**
- **研究の推進**
- **がん対策推進計画**
- **県民運動の推進**